

議案第 49 号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地方税法が一部改正され、一定の長寿命化に資する大規模な修繕等を行ったマンションに係る固定資産税の減額制度が新設されたことに伴い、その減額の割合を定める等のため改正する。

[内 容]

1 個人の市民税の非課税措置に係る扶養親族の範囲の整備（第 8 条関係）

地方税法が一部改正され、扶養控除の適用における国外居住親族の範囲が厳格化されることに伴い、個人の市民税の均等割の非課税措置に係る扶養親族の範囲について、これに応じた所要の規定の整備を行うこととする。

2 長寿命化に資する大規模な修繕等を行ったマンションに係る固定資産税の減額割合の設定（附則第 5 項関係）

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に長寿命化に資する大規模な修繕等の工事を行った一定の要件を満たすマンションに対し、当該工事の完了の翌年度に課する固定資産税の減額の割合は、2 分の 1 とすることとする。

[適 用]

1 個人の市民税の非課税措置に係る扶養親族の範囲の整備

令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用

2 大規模な修繕等を行ったマンションに係る固定資産税の減額割合の設定 公布の日